

令和6年4月採用 久留米市会計年度任用職員採用試験案内 (市民課 窓口・事務補助業務)

- 申込受付期間 令和6年1月29日(月)～2月9日(金) 必着
- 試験日 令和6年2月24日(土)
- 申込先 〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市役所 市民文化部 市民課

I 主な職務内容及び採用予定人員

試験区分	主な職務内容	採用予定人員
事務職	市民課窓口・事務補助業務 (窓口受付、端末入力、マイナンバーカード等交付、事務補助)	10人程度

- ・採用予定人員は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。
- ・久留米市が同日に試験を実施する他の試験との併願はできません。

II 受験資格

不問

なお、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ①禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
- ②久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人。
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。

※日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、4ページIXに記載しています。

III 試験の日程及び会場

日 時	会 場
令和6年2月24日(土) ※集合時間については受付後、個別に通知します。	久留米市役所12階会議室(久留米市城南町15番地3) 電話 090-8833-2853 【試験当日のみ】

- ・順番によっては、午後からの面接時間になる場合がありますので、ご了承ください。
- ・試験の日程及び会場はいずれも予定です。変更があった場合は別に通知します。

IV 試験の方法及び内容

試験科目	方法及び内容	所要時間
書類審査 (事前提出)	申込み時に提出された面接カード等により、職務に関する知識等について審査するもの	—
面接試験	面接を通じて、会計年度任用職員としてふさわしい人物かどうか判定するもの	20分程度

- ・受験上の配慮（補聴器や車いすを使用した試験など）を希望する人は、2月16日（金）17時15分までにご連絡ください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自でご用意ください。拡大文字や点字での受験はできません。

V 試験日に持参するもの

受験票

VI 申込受付期間及び受験手続

申 込 受 付 期 間
令和6年1月29日（月）～2月9日（金）（郵送の場合は必着） 持参申込の場合は、土曜・日曜を除く午前8時30分から午後5時15分まで

受 験 手 続
提出物は、必要事項を記入した「 受験申込書 」と「 面接カード 」、84円切手を貼り返信先を記入した 封筒（受験票送付用） の3点。 郵送の場合：封筒に「久留米市会計年度任用職員受験申込み」と朱書きし、申込者の住所・氏名を明記したうえで、久留米市市民文化部市民課宛てに、 必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。 持参の場合：久留米市役所1階市民課窓口を持参してください。

- ・提出された申込み書類は、一切返却いたしません。
- ・受験票は、市民文化部市民課から後日郵送します。受験票が届かない場合又は紛失した場合は、2月20日（火）までに必ず市民文化部市民課まで連絡してください。
- ・申込み記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が判明した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

Ⅶ 合格者の発表及び試験成績の開示

合格者発表日時	方 法
令和 6 年 3 月 7 日（木） 9 時 0 0 分～	<ul style="list-style-type: none"> ・合格者の受験番号を、久留米市のホームページに掲載 ・受験者全員に対して、合否の結果を郵送により通知 ※電話による合否の問い合わせには応じません。

試 験 成 績 の 開 示
<p>対象者：本採用試験の不合格者（すべての試験を受験した人に限る。）</p> <p>請求方法：請求ができるのは本人のみ。「受験票」「本人であることを示す書類（マイナンバーカード等）」を持参し、市民課に請求</p> <p>※必ず事前連絡をしてください。</p> <p>開示内容：順位、科目別得点、総合得点を開示</p> <p>開示期間：合格発表の日から 1 か月間</p>

Ⅷ 任期及び勤務条件等

採用候補者名簿への登載及び任期等
<p>合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで任用されます。なお、勤務成績が良好で公務上必要があるときは、最大 2 回まで再度の任用をすることがあります。（最長令和 9 年 3 月 3 1 日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用候補者名簿の有効期間は作成日から 1 年間で、この間に採用にならない場合があります。 ・業務の都合等により、令和 6 年 4 月 2 日以降の採用となる場合もあります。この場合も原則として令和 7 年 3 月 3 1 日までの任期となります。
勤務場所、勤務時間等
<p>勤務場所：市民文化部市民課（久留米市城南町 1 5 番地 3 久留米市役所）</p> <p>勤務時間：1 日 7 時間、週 5 日勤務（週の労働時間 3 5 時間）</p> <p>1 日の勤務は「8 時 3 0 分～1 6 時 3 0 分」、又は「9 時 1 5 分～1 7 時 1 5 分」</p> <p>休憩時間 1 時間</p> <p>週休日：土曜日・日曜日（週休 2 日制：ただし、業務上必要な場合は変更することがある。）</p> <p>休日等：国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日</p> <p>休暇制度：年次有給休暇及び特別休暇等</p> <p>※公務上の必要がある場合は、時間外勤務及び休日勤務が生じることがあります。</p>

給 与 等

給与 : 基本日額 7,350円 ~ 7,574円

(本市での職務経験に応じて、上記の金額の範囲で決定)

※上記金額は、給与改定等により変更になることがあります。

手当等 : 期末手当、通勤に係る費用弁償、時間外勤務手当及び休日勤務手当相当の報酬

社会保険 : 厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労働者災害補償保険に加入。

Ⅸ 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の方法及び内容

- ・ 試験は、すべて日本語による質問で、それらに対する応答もすべて日本語で行っていただきます。

Ⅹ 受験申込み及びお問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市 市民文化部 市民課
電話 : 0942 (30) 9747 (直通) FAX : 0942 (30) 9758
メールアドレス : shiminka@city.kurume.lg.jp

試験会場案内図



久留米市役所 久留米市城南町 15番地3	J R 久留米駅から徒歩約10分 西鉄久留米駅から J R 久留米駅、高専前、大学病院行きバスで 市役所前バス停下車
----------------------------	--